

令和2年度「障害者等雇用理解促進事業」に係る
委託業者選定企画コンペ実施要領

本公募は県の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務名

令和2年度「障害者等雇用理解促進事業」に係る業務委託

2. 事業期間

契約締結の日～令和3年3月31日まで

3. 事業背景

県内の民間企業における障害者雇用の状況は、令和1年の民間企業の実雇用率が2.66%と11年連続で法定雇用率を上回っている一方で、法定雇用義務のある企業の約4割が法定雇用率を未達成であることや、平成30年4月には法定雇用率が引き上げられたことなど、更なる障害者雇用の拡大が求められている。

また、障害者が就職した先で、能力を発揮し、戦力として長く働けるためには、障害特性に配慮した職場環境づくりが重要である。平成28年4月の障害者雇用促進法改正により企業等に対し合理的配慮の提供義務が課されていることから、その取組を促進する必要がある。

4. 事業目的

障害者雇用に関する周知啓発、企業の取り組みを支援することにより、県民の障害者雇用に対する理解促進と障害特性に配慮した職場環境づくりを促進し、障害者の新規雇用の拡大と定着を図り、県内の障害者雇用を推進する。

5. 委託料上限額

委託料 12,657千円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※当該金額は企画提案のために提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

6. 事業概要

(1) 周知啓発業務

- ア. 沖縄県障害者雇用優良事業所等表彰式・啓発セミナーの開催
- イ. アビリンピックに関する業務(地方大会開催協力、全国大会派遣協力)

- (2) 企業支援業務
 - ア. 企業支援業務の実施体制構築
 - イ. 障害者雇用推進企業登録制度の運用
 - ウ. 企業向けセミナーの開催
 - エ. 企業・経済団体への出前講座の開催
 - オ. 県内雇用事例の収集
- (3) その他事業目的を達成するために効果的と思われるもの

7. 業務内容・企画提案内容

令和2年度「障害者等雇用理解促進事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

8. 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員全体(構成員のうち1者以上)でこの要件を満たすこと。
- (2) 地方公共団体等から、障害者雇用施策に関する業務及び広報業務(広報紙の発行、セミナーや表彰式の開催等)若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがあること。コンソーシアムの場合は、構成員全体(構成員のうち1者以上)でこの要件を満たすこと。
- (3) 企画コンペ実施説明会に参加した者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全体(構成員のうち1者以上)でこの要件を満たすこと。
- (4) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により、次の各号に掲げるものでないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア. 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
 - イ. 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

- える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。
- ア. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ. 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (11) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。
- ア. コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - イ. コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

9. 業務委託仕様、企画提案書、提案・実施要件について

令和2年度「障害者等雇用理解促進事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

10. 今後のスケジュール等について

(1) 企画コンペ実施説明会参加申込

- ① 期 間 : 公告の日から令和2年2月21日(金)17時まで
- ② 申込方法 : 沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。
- ③ 記入内容 : 企業等名、説明会参加者氏名(3名まで)、連絡担当者氏名等を明記すること。今後は、原則として、連絡担当者あてのメールを情報提供等の手段とすることとする。

(2) 企画コンペ実施説明会

- ① 日 時 : 令和2年2月26日(水)15時30分～16時30分
- ② 場 所 : 沖縄県庁 1階 第1会議室

(3) 質問事項受付

- ① 期 間 : 説明会の日から令和2年2月28日(金)17時まで
- ② 質問方法 : 質問は、沖縄県電子申請システムにより行うこと。
- ③ 回答方法 : 質問のあった事項については、その都度、説明会に参加した企業全ての連絡担当者に対してメールにて回答する。なお、受信確認を添付して送付するため、必ず開

封確認を返信のこと。

- ④ 最終回答日 : 令和2年3月2日(月)

(4) 企画コンペ参加申込

- ① 申込期限 : 令和2年3月3日(火)17時(厳守)

- ② 申込方法 : 下記書類を全て提出すること。

- ア.【様式1】企画コンペ参加申請書 1部
イ.【様式2】会社概要 ※パンフレット添付 1部
ウ.【様式3】業務実績 1部
エ.【様式4】誓約書 ※確認書類添付 1部
オ.コンソーシアム協定書 1部
カ.貸借対照表(直近3期分) 8部
キ.損益計算書(//) 8部

※【様式2】、【様式3】について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

※【様式3】について、「7.参加資格」の(2)の内容が確認できるものとする。

※オ.コンソーシアム協定書については、雇用政策課ホームページに掲載されているコンソーシアム協定書ひな型を使用すること。

- ③ 提出場所 : 沖縄県商工労働部雇用政策課(県庁8階)

- ④ 提出方法 : 持参もしくは郵送(必着)により提出すること。

- ⑤ 結果通知 : 令和2年3月5日(木) ※参加不可の場合にのみ通知する。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 : 令和2年3月10日(火)17時(厳守)

- ② 提出書類 : 企画提案書の内容・体裁については、「企画提案仕様書」を参照のこと。

- ア.【様式5】企画提案応募申請書 1部
イ.企画提案書 8部
ウ.実施体制図 8部
エ.経費見積書 8部

- オ.【様式6】提案内容説明資料・・・上記①の提出期限までにメールの添付ファイルにて提出(送信先: chinenrk@pref.okinawa.lg.jp)

- ③ 提出場所 : 沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)

- ④ 提出方法 : 持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。イ.企画提案書、ウ.実施体制図、エ.経費見積書を1セットとしてホッチキス等で綴ること。

(6) 第一次審査(書類審査)

雇用政策課において、【様式6】提案内容説明資料を中心に書類審査を行い選定する。

- ① 結果通知日 : 令和2年3月13日(金)

選定された業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては結果のみを通知する。

(7) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し、最も優れた提案者を決定する。

① 日 時 : 令和2年3月23日(月)

時間は第一次審査で選定された業者に対し、通知します。

② 場 所 : 沖縄県庁1階 第1・2会議室

(8) 委託業者決定 : 令和2年4月1日(水)を予定

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。
- (9) その他本業務の実施に当たっては、関係法令及び沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 令第 167 条の5及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁8階)
沖縄県商工労働部 雇用政策課 雇用対策班 担当:小波津
電話:098-866-2324 FAX:098-866-2349